（電磁的記録による交付等）

**第十一条**　民間事業者等は、法第六条第一項の規定により別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定による書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合においては、次に掲げる方法により交付等を行わなければならない。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2　（略）

別表第一（第三条関係）

| | |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号） | 第五十八条の三第一項及び第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、第百八条第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九並びに第百十七条第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二 |
| （略） | （略） |

別表第二（第五条関係）

| | |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 水産業協同組合法 | 第百八条第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九及び第百十七条第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二 |
| （略） | （略） |

別表第三（第八条関係）

| | |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 水産業協同組合法 | 第五十八条の三第一項及び第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）並びに第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項 |
| （略） | （略） |

（電磁的記録による交付等）

**第十一条**　民間事業者等は、法第六条第一項の規定により別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定による書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合においては、次に掲げる方法により交付等を行わなければならない。

一　（略）

二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2　（略）

別表第一（第三条関係）

| | |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号） | 第五十三条第一項（第五十四条の二第六項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合に限る。）、第五十八条の三第一項及び第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、第百八条第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二 |
| （略） | （略） |

別表第二（第五条関係）

| | |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 水産業協同組合法 | 第五十三条第一項（第五十四条の二第六項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合に限る。）、第百八条第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九及び第百十七条第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二 |
| （略） | （略） |

別表第三（第八条関係）

| | |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 水産業協同組合法 | 第五十三条第一項（第五十四条の二第六項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合に限る。）、第五十八条の三第一項及び第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）並びに第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項 |
| （略） | （略） |

**附　則**

この命令は、公布の日から施行する。